令和８年（フ）第４６３号
岡山市中区国富二丁目１番18号　国富コーポ101
破産者　福田亜矢子（旧姓林）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５号
山口県下関市長崎町１丁目２番20号　市営改良11―1201号
破産者　松並　重輝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８９号
山口県下関市一の宮町２丁目２番17―509号　サンライズ一の宮
破産者　大方由喜子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９７号
山口県下関市西観音町５番19号　さつき館201号、前住所東京都世田谷区祖師谷３丁目30番24号　ジャスパー祖師谷203
破産者　今田　京介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９９号
山口県下関市今浦町10番５号　野間ビル３－Ｂ号
破産者　木戸眞之助
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字東発19番地３　第15柴田マンション103号
破産者　有井　梨沙
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
徳島県小松島市江田町字腰前215番地の１（桃源荘Ｃ25）
破産者　山口　知文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
徳島県美馬市美馬町字天神99番地１　レジデンスセレネＢ105
破産者　滝川　伊吹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２５０号
愛媛県松山市東雲町４番地10
破産者　藤本　利佳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
愛媛県松山市竹原４丁目２番25号
破産者　前田　幸恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地135
破産者　水本　杏樹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
長崎県諫早市厚生町３番24号　コーポ津村101号
破産者　柴原　隆宏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８２号
長崎県諫早市永昌町23番60号　ベルソフィア毎熊102号
破産者　島田　一徳
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
熊本市南区城南町碇200番地10
破産者　山本由香利
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６２号
熊本市中央区水前寺公園25番３号　202、異動前住所熊本市中央区水前寺３丁目３番20―1103号
破産者　若山　修代（旧姓西田）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４号
熊本県上天草市姫戸町姫浦2541番地24
破産者　松川　美咲
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第３０２号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅104棟27号
破産者　古川　伸子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目17番16号
破産者　髙橋　洋志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４０号
宮崎県日向市亀崎東４丁目45番地　マーキーⅡ101
破産者　菊田　祐子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１７９号
東京都新宿区南榎町18番地キングスガーデン神楽坂205（開始決定時の住所）東京都北区西が丘１―13―７―402
再生債務者　菅原　翔平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３５号
茨城県古河市仁連2080番地14
再生債務者　奥田　有希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１５号
愛媛県四国中央市土居町上野2318番地
再生債務者　伊藤　真司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第２３号
埼玉県川口市川口６丁目６番３号　エレガンスムサシノ106号
再生債務者　石川　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部